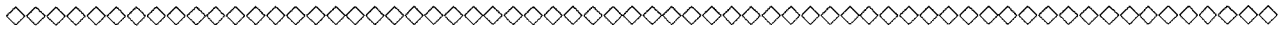


- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路上の除草作業に伴う飛石事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

【 概 要 】

1 道路上の除草作業に伴う飛石事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額	過失割合	事故概要
1	令和元年 9月11日	92,426 円	10割	令和元年8月7日、太田市新道町1341番地6付近の市道において、職員が実施した除草作業中、手押し草刈機の使用により小石が飛散し、市道上に駐車していた乗用車のリアガラスを破損させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件飛石事故に係る一切の損害に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い CHUBB損害保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年10月委員会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 石澤光之 (TEL) 33-0200

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

消防用自動車の運転中により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年9月9日	118,872円 (118,872円)	10割	平成31年3月7日、午後4時頃、太田市消防本部敷地内において、職員が停車中の消防用自動車を右方向に発進させた際、左方向より進行して来た相手方が運転し所有する自転車と衝突したことにより、当該自転車が損傷し、及び相手方が負傷したものです。 なお、本件交通事故に係る物損の損害賠償については、既に和解済みであり、今回は、本件交通事故に係る人身の損害賠償に関し、その額を定め、和解するものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 一般財団法人 全国自治会 群馬県町村自動車共済保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 中央消防署 沢野分署 電話 33-7119 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7081



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市立休泊小学校の敷地内駐車場において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 小学校の敷地内駐車場において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年9月13日	76,450円 (76,450円)	10割	太田市立休泊小学校の敷地内駐車場において、令和元年7月25日発生。自然落下した樹木の枯れ枝が、駐車中の乗用車に衝突したことにより、当該乗用車の右側ヘッドライトカバーが破損したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い

損害保険ジャパン日本興亜（株）全国市長会学校災害賠償補償保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 財務係 20-7081 ダイヤルイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200

【 表 題 】

第2次太田市総合計画「第4次実施計画」の策定について

【 目 的 】

実施計画は「第2次太田市総合計画」の目指す将来の都市像「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を実現するため策定する計画で、ローリング（見直し）しながら毎年度策定します。総合計画（前期行動計画）期間内に実施する事業を、財政計画と整合を図り取りまとめた計画であり、関係年度の予算編成の指針となります。

当該計画は、第2次太田市総合計画において第3次実施計画に続く4年目の計画となります。

【 概 要 】

1 計画の概要

- (1) 特 徴 市民の生命や身体または財産の安全向上を最優先とし、更なる『安全・安心なまちづくり』を推進し、少子高齢に対応した持続可能なまちづくりを行うこととします。
- (2) 計画期間 令和2年度（1か年）
- (3) 実施事業 120事業（事業費の内訳は裏面参照）

2 総事業費及び投資的経費（普通建設事業費）

（単位：円）

	総事業費	総事業費のうち投資的経費 （普通建設事業費） A	財政計画 B	比率 A/B
R2年度	130億3,583万4千	90億326万8千	91億458万5千	98.9%

3 計画の取扱い

- (1) 予算編成の際は、本計画の内容を踏まえて作業を行うものとします。
- (2) 既存の補助制度の変更など国の動向を見極めながら効率的で弾力的な市政運営に努めます。

【 備 考 】

・今後の予定

- 10月4日（金） ・ 予算編成説明会に合わせ、各課に冊子を配付（メール送信）
- 10月17日（木） ・ 総務企画委員会協議会提案後、全議員に冊子を配付
- ・ 報道機関各社に冊子を配付

●内容 【 2.連絡事項 】

○公開 【 1.可 】

○公開時期 【 3.その他（10/4予算編成方針説明会后） 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線（TEL）2300

【 表 題 】

令和2年度予算編成方針について

【 目 的 】

令和2年度の予算編成にあたり、その方針を定め、健全財政を基本に予算編成を実施しようとするものです。

【 概 要 】

○予算編成方針の概要

1 基本方針

（1）まちづくりの目標

「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現を目標とし、市民参画と協働によるまちづくりを推進します。

（2）財政運営の基本的事項

健全財政の堅持に努めるとともに、第2次太田市総合計画や各種政策課題においては、重点的かつ優先的に予算配分することで、住民ニーズに的確に対応し均衡ある発展に繋がるよう各事業の推進に努めます。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

上記基本方針を踏まえ、更なる飛躍に向けた政策課題への取り組みにより、市民サービスの向上につなげるための予算とします。

【基本的な考え方】

①第4次実施計画事業の着実な推進を図る。

②市民満足度調査結果を予算に反映する。

③少子化対策、子育て支援、障がい者支援、高齢者支援などの「人にやさしいまちづくり」、市民の身体や生命又は財産を守るための防災対策や、交通安全対策に係る施策を積極的に進める。

④公共施設等総合管理計画を踏まえた個別計画に対し、実施計画と整合性を図りながら、予算の重点配分を行う。

⑤枠配分方式による予算編成を行い、徹底した事務事業の見直しによる歳出抑制を図る。

⑥国及び県の施策に対応した予算を編成する。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線 2332 47-1816ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 3.その他（表彰式終了後） 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

令和元年度太田市民文化功労賞・奨励賞受賞者の決定について

【 目 的 】

太田市の芸術、文化の分野において顕著な業績をあげ、太田市の文化の向上・発展のために貢献した個人に太田市民文化功労賞を、また、その各分野において活躍し、将来を期待される個人に太田市民文化奨励賞を贈呈し、市民文化活動の奨励・高揚を図ることを目的とします。

【 概 要 】

1 選考委員会 日時 令和元年9月25日（水）午後3時～4時
場所 太田市役所9A会議室

2 選考結果 ○太田市民文化功労賞受賞者 1名

なか しま かず え 中 島 和 枝 造形芸術分野 書道

○太田市民文化奨励賞受賞者 1名

きた はら ふみ こ 北 原 文 子 造形芸術分野 絵手紙

3 表彰式 日時 令和元年11月3日（日）午前10時～
会場 太田市学習文化センター ギャラリー（1階）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 生涯学習課 生涯学習係 外線 22-3442

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600



【 表 題 】

太田市産業環境フェスティバルの開催について

【 目 的 】

本市の産業振興を目的とした産業フェスティバルと環境啓発としての環境フェアを合同イベントとして開催するものです。

【 概 要 】

- 1 名 称 太田市産業環境フェスティバル

- 2 日 時 令和元年11月10日（日） 午前9時から午後2時30分まで
（荒天の場合は中止）

- 3 会 場 太田市新田文化会館・総合体育館（エアリス）

- 4 主 催
 - ・太田市産業フェスティバル実行委員会（出展予定：70団体）
 - ・太田市環境フェア実行委員会（出展予定：26団体）

- 5 事業内容
 - ・産業フェスティバル 産業関連団体による活動展示、地場製品の販売、ものづくり体験、富士スバル(株)及び日野自動車(株)による車両展示等
 - ・環境フェア 環境関連団体による活動展示、ソーラートレイン運行、リサイクル製品・エコグッズの販売
 - ・その他イベント ステージイベント、スタンプラリー

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業振興係 内線2641 47-1834 ダイアルイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 内線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

太田市野生動物侵入防止柵設置事業について

【 目 的 】

平成30年9月9日に岐阜県で豚コレラの発生が26年振りに確認されて1年が経過し、これまでに隣接県である埼玉県及び長野県を含め1府7県にまで感染が拡大しています。

このような状況において、豚コレラウイルスの市内への侵入防止を図るため、市内の養豚農家が国庫補助事業である「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業」を活用し防護柵を設置する場合に、県と市が総事業費の4分の1を、それぞれ補助しようとするものです。

【 概 要 】

1 太田市の概要

- ・養豚農家数 7戸 (8農場)
- ・飼養頭数 17,022頭 (H31.2.1現在)
- ・補助予定総額 12,041千円

2 補助割合

総事業費 (税抜き) に対し、国が1/2、県が1/4、市が1/4を補助する。

3 事業実施内容

- ・農場周囲 侵入防止柵 (上限単価 10,000円/m)
- ・搬出入口 可動柵 (上限単価 40,000円/m)

4 その他

上限単価を超えた額及び消費税額については、自己負担とする。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 指導係 外線 0276-20-9714 ダイヤルイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800

【表題】

「太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案」（再検証後）の素案について

【目的】

本市の都市計画道路は、昭和30年代に都市計画決定されてから、なお未整備の路線があり、社会経済情勢の変化に合わせて都市計画道路網を見直し、真に必要な都市計画道路かどうかを検証することが必要となっていたことから、県の「都市計画道路ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に沿って、当時最新であった平成17年の将来交通量推計データを使用して検証を行い、平成28年3月に「太田市都市計画道路の見直し案」を公表しました。

その後の社会経済情勢の変化や北関東自動車道、東毛幹線の開通など市を取り巻く交通環境が大きく変化していることから、その後に使用可能となった平成27～28年度に実施された群馬県パーソントリップ調査（交通に関する実態調査）による将来交通量推計データを用いて再検証を行い、今後の都市計画との調整及び県関係機関との協議が終了したので、このたび再検証した見直し案を報告するものです。

【概要】

- 1 太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案 別紙のとおり
- 2 都市計画道路（幹線街路）の整備率 52.1%（H31年3月31日現在）※路線延長ベース
- 3 検証結果（見直し対象路線：幹線街路69路線中、50路線（69区間））

見直しの方向		区間数	
		今回（再検証後）	H28.3 公表時
存続候補		51	48
変更候補	① 幅員の変更	1	1
	② ルートの変更	1	1
	③ 区画整理事業と調整	7	4
廃止候補	④ 廃止	7	15
	⑤ 部分廃止	2	—
合計		69	69

4 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和元年11月 意見公募手続の実施
- 令和元年11月のうち3日間 パネル展示・説明（3会場を予定）
- 上記後～令和2年度 見直し案の確定・公表、地元説明会、都市計画変更手続

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 都市計画係 内線2811 47-1839 タイリン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市街地再開発事業に係る都市計画手続きについて

【 目 的 】

浜町地区内において、高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、民間施行による市街地再開発事業の実施を促し、土地の合理的かつ健全な高度利用と中心市街地における賑わいの創出を図るものです。

【 概 要 】

- 1 内 容 ①太田都市計画高度利用地区【変更】（浜町第二地区）
②太田都市計画第一種市街地再開発事業（浜町第二地区）

(参考) 高度利用地区・・・用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。なお、第一種市街地再開発事業は、高度利用地区等の区域内でなければ施行できない。

- 2 区 域 上記①②ともに同一区域で、面積は約1.3ha。

- 3 今後のスケジュール（予定）

県事前協議（事務連絡会）	令和元年10月
関係権利者等への説明	11月上旬
都市計画原案の閲覧及び案の縦覧	11月～12月
市都市計画審議会	12月下旬
都市計画決定告示	12月下旬

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 2800



【 表 題 】

太田市下水道事業審議会の答申について

【 目 的 】

太田市下水道事業審議会を7月に設置し、下水道使用料の適正化の適否、受益者負担金制度や接続率の向上にむけた補助制度の基本的な方向性について諮問を行い、計4回の審議会を開催し、審議及び協議の結果、審議会から答申を受けましたので報告します。

【 概 要 】

1 審議結果

(1) 対象使用料

公共下水道使用料、住宅団地污水处理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料、戸別浄化槽使用料

(2) 改定内容

改定前	改定後	
排除污水量1立方メートル 101円	排除污水量1立方メートル以上 16立方メートルまで	115円/m ³
	排除污水量17立方メートル以上 300立方メートルまで	120円/m ³
	排除污水量300立方メートルを 超えるもの	135円/m ³

※公共下水道使用料（湯屋用）については41円/m³（据置）

2 協議結果

- (1) 受益者負担金制度については、1制度に統一することが適切である。
- (2) 接続率向上に向けた補助制度については補助金の増額が必要である。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係 内線2671 47-1949 ダイヤル